

第11期第4回練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会 会議要録

- 1 日時 令和4年1月24日(月)14時~16時
- 2 場所 練馬区役所西庁舎4階 全員協議会室
- 3 出席者 柴崎委員(会長)、今井委員(副会長)、廣田委員、石塚委員、太巻委員、渡部委員、田村委員、加賀美委員、岩橋委員、襲田委員、嶋村委員、河原委員、阿子島委員、関委員、かしま委員、たかはし委員、鈴木委員、岩瀬委員、小松委員、石黒委員
区側：総務部長、情報公開課長、収納課長、保育計画調整課長、学校教育支援センター所長、教育指導課長、教育振興部副参事、健康推進課長、事務局職員
- 4 傍聴人 0人
- 5 配付資料
 - 資料1 特別区民税・都民税、軽自動車税および国民健康保険料に関する業務に係る電子計算組織の結合について(収納課)
 - 資料2 認可保育所、地域型保育事業等に関する業務に係る電子計算組織の結合について(保育計画調整課)
 - 資料3 「指導に関する業務」における目的外利用に関する審議会事前一括承認基準の適用について(学校教育支援センター)
 - 資料4 区立中学校における個人情報の不適切な取扱いについて(教育指導課)
 - 資料5 「地域保健の統計・調査に関する業務」における目的外利用に関する審議会事前一括承認基準の適用について(健康推進課)
 - 資料6 練馬区個人情報保護条例の一部改正について(情報公開課)
 - 資料7 個人情報保護制度の見直しについて(情報公開課)

6 会議の概要

(1) 諮問

【諮問第4号】

特別区民税・都民税、軽自動車税および国民健康保険料に関する業務に係る電子計算組織の結合について(収納課)

【諮問第5号】

認可保育所、地域型保育事業等に関する業務に係る電子計算組織の結合について
(保育計画調整課)

(2) 報告

- ・「指導に関する業務」における目的外利用に関する審議会事前一括承認基準の適用について(学校教育支援センター)
- ・区立中学校における個人情報の不適切な取扱いについて(教育指導課)
- ・「地域保健の統計・調査に関する業務」における目的外利用に関する審議会事前一括承認基準の適用について(健康推進課)
- ・練馬区個人情報保護条例の一部改正について(情報公開課)
- ・個人情報保護制度の見直しについて(情報公開課)

資料1に基づき説明

- (会長) それではこれより、本件についての質疑に入りたいと思います。
 ただいまの説明について、ご意見、ご質問をお願いします。
- (委員) LGWANでの結合とUSBメモリでの結合と2通りあるようですが、なぜでしょうか。USBメモリでの接続はセキュリティ面で問題ないでしょうか。
- (収納課長) 収納課で使用している滞納管理システムは、どのシステムとも結合させない状況で使用しています。そのため、データのやり取りはUSBで行います。このUSBは用途を限定し、収納課職員のみが使用するものとしています。安全管理は引き続きしっかりしていきます。
- (委員) 5ページのシステム構成図について質問です。
 いくつかの金融機関がこのシステムに参加していますか。
- (収納課長) これから導入する予定を含めて48の金融機関が参加すると聞いています。
- (委員) NTTデータのサーバにおいては、区から送付したデータは、調査依頼ファイル送信日から60日間、もしくは該当の調査依頼に対する金融機関からの調査結果回答ファイルの送信日から30日間のどちらか早く達した時点で削除すると説明をいただきましたが、金融機関による個人情報の取り扱いはどうなっていますか。
- (収納課長) 金融機関側は、データをシステムに送信したらすぐ削除すると聞いています。
- (委員) 7ページのNTTデータの個人情報保護方針を見ると、個人情報は本人の同意を得たうえで取得するとあります。今回のシステムも同じ扱いですか。
- (収納課長) 滞納者に対しては、財産調査をしているという情報は伝えません。
- (委員) 添付されているNTTデータの個人情報保護方針は、会社全体の方針であって、今回の場合滞納者に対しては適用されずに区とNTTデータとのやり取りで行うということですね。

- (収納課長) はい、その通りです。
- (委員) 現状は、金融機関から区が回答書を受領するまでに半年近くかかるということです。一方、3ページの(4)によると、システムを利用する場合、送信日から60日間経過したらデータは削除されるということです。となると、紙媒体でやり取りをしたときに、回答書の受領前にデータが削除されることになりますか。
- (収納課長) 3ページ(4)の記載は、システムを利用した場合の対応を説明していて、紙媒体でのやり取りについてはこの記載のとおりではありません。
- (委員) システムを利用すると、照会から回答まで1日～3日で済むとご説明がありました。となると(4)の送信日から60日間～の記載は実際にはあまり意味がないということですか。
- (収納課長) はい、実際には1日～3日で回答が来ます。
- (委員) 外部との接続についてと、システムの安定性について質問します。
- 滞納管理システムは、インターネットとの接続とか、外部メールとかが利用できるでしょうか。
- もう一つはUSBメモリのデータの削除およびウイルススキャンの方法についてお答えください。
- (収納課長) 滞納管理システムは、インターネット等外部との接続はしていません。
- USBは用途を限定し、データは都度削除しています。また、使用前に必ずウイルススキャンをしています。
- (委員) つぎにシステムの安定性について質問します。このシステムは23区中7区が使用中という説明がありましたが、練馬区が利用するにあたり、改修が入りますか。
- (収納課長) 滞納管理システムに一部改修をしています。
- (委員) 6月実施ということですので、改修はほぼ終わっていますか。
- (収納課長) いいえ、改修は4月から実施する予定です。

- (委員) 改修作業を行うのはNTTデータですか。
- (収納課長) 滞納管理システムの保守業務を委託しているベンダが行います
- (委員) NTTデータのバックアップセンターは海外ではなく国内にあるという確認を取っていますか。
- (収納課長) まだ確認を取っていません。これから確認します。
- (委員) 今まで紙媒体で金融機関とやり取りしていたとのことですが、滞納管理システムの情報を職員が紙に書き出していたということですか。
- (収納課長) その通りです。なお、このシステムに参加していない金融機関向けの照会は今後も紙媒体で行います。
- (委員) システムを利用し、人が介在しないやり取りになることで安全性が高まると考えていますか。
- (収納課長) はい。システムで対応したほうがより正確でミスの無い処理ができると考えています。
- (委員) システムの利用により、金融機関から早く滞納者の財産が分かるようになることで、どのような効果を狙っていますか。
- (収納課長) 財産調査を行って、滞納者が財産を持っているのに払わない状況なのか、それとも本当に支払能力が無いのかが、財産調査をすることで把握できます。調査結果を早い段階で得られることで、早期に滞納整理に着手でき、差し押さえが必要であれば、タイムリーに行うことで回収しやすくなります。
- (委員) 現在、延べ25～30万件の財産調査をしているということですが、照会先の金融機関が多いためこれほどの件数になっているのですか。人数ベースだとどのくらいの数になりますか。
- (収納課長) 滞納者の人数は5万人ほどです。滞納者1人に対し、20金融機関に対し調査を実施しています。
- (委員) 財産調査をする金融機関先情報は、区がNTTデータに提供する情報となると思いますが、これは管理個人情報に入らないという理解で

よいでしょうか。

(収納課長) 金融機関への問い合わせ自体の内容は、管理個人情報とはならないと考えています。

(委員) 金融機関を特定して出すことになるのですよね。その金融機関名は管理個人情報ではないということですか。

(収納課長) 金融機関には滞納金額等を知らせるわけではないので、管理個人情報には当たらないと考えています。

(委員) NTTデータに提供するときに、「 さんの 銀行」という形のデータになると思っているのですが、そうではないですか。

(収納課) はい。そういう形になります。

(委員) それが管理個人情報に当たらないということでよいのでしょうか。

(収納課長) はい。

(委員) 一方で、逆に提供を受ける場合は、提供を受ける個人情報に入りませんか。

(収納課) 金融機関名はこちらが指定して、回答が返ってくるものなので、金融機関名は個人情報には当たらないと認識しています。

(委員) 9ページの結合記録票を見ると、提供を受ける個人情報で「口座の有無」「取引明細」がありますから、ここに金融機関名も入っていますよね。照会して結果が返ってきたときには、「 さんの預金が支店にいくらあります」という形で来ると思うので、金融機関名は提供を受ける個人情報には入ってくると思いますので、金融機関名は提供を受ける個人情報となると思うのですがいかがでしょうか。

(情報公開課長) 照会を行った結果として返ってくる取引明細等に記載されている金額や、金融機関の情報などは、委員のご指摘のとおり個人情報となります。

(会長) どこの銀行のどの支店に さんの預金があるない、ある場合は

取引履歴までわかるので、それは個人情報に当たるというご説明でよろしいですか。

(情報公開課長) その通りです。

(委員) 今ご説明いただいた通りだと私もと思いますが、実際の業務担当者
と認識がずれていては困りますので、提供を受ける金融機関名は間
違いなく個人情報になると思いますので、書類はそのように作って
いただければと思います。

(会長) 金融機関名のみで個人情報となるわけではないですが、預金者の
名義と結びつくことで、全体として個人情報に当たると考えます。

(会長) 今回の議論は預金の調査が主になっていますが、例えば軽自動車
の差し押さえなどはいかがですか。

(収納課) 差し押さえは換価しやすいものから行うということが法令で定め
られていますので、預貯金を優先しています。

(会長) 本件の電算結合の諮問については、承認ということでよろしいで
しょうか。

(委員) 異議なしの声

(会長) それでは、次の議事に入ります。
保育計画調整課の電算結合についての諮問案件、諮問第5号「認
可保育所、地域型保育事業等に関する業務にかかる電子計算組織の
結合について」です。
ご説明の際は、着席していただいて結構です。
それでは、説明をお願いします。

(保育計画調整課長) 【諮問第5号】認可保育所、地域型保育事業等に関する業
務に係る電子計算組織の結合について 資料2に基づき説明

(保育計画調整課長) 資料に記載はありませんが、4点ほど補足説明をさせていただきます。

スマートフォンやパソコンを持っていない保護者、または従前ど
おり手書きの連絡帳を希望する保護者については、紙ベースでの対
応を継続します。

データの取り扱いについて、データの削除は、文書保存年限の定

- (保育計画調整課長) 連絡帳の送信にあたりましては、例えば、園長が承認をしたうえで送信するというやり方ももちろんできますし、各クラスでクラスリーダー、それから担任とおりますけども、リーダーがしっかり確認をしたうえで送信するというような運用を考えています。
- (委員) 情報漏えいのリスクがあるところはどこだろうかと考えたときに、無線LANアクセスポイントが少し気になったので、教えてください。これはルーターのようなものと理解してよろしいのでしょうか。
- (保育計画調整課長) LGWANに対応したルーター、アクセスポイントになります。
- (委員) 管理されにくいエンドポイントが弱点になりやすいと考えますと、ルーターのファームウェアのアップデートとか、あるいはデフォルトの管理者IDの変更とかの管理状況はどうなっていますか。
- (保育計画調整課長) 無線LANの使用にあたりましては、国のガイドラインが求めているセキュリティ対策をしたうえで使用していくことで、安全対策については担保されていると考えています。
- (委員) このシステムで管理される連絡帳などの園児に係る情報は、園児本人の情報として自己情報開示請求の対象になりますか。
- (保育計画調整課長) はい。自己情報開示請求の対象になると考えています。
- (委員) このシステムを導入するにあたって、保護者に対してシステムの理解を得るためにどのように説明していますか。
- (保育計画調整課長) 保護者への説明につきましては丁寧に行っていきたいと考えています。導入する機能についてとともに、個人情報の管理方法も含めて、保護者一人ひとりから同意を取っていくところです。
- (委員) 卒園後も一定期間アクセスできるようにしたうえで、保存ができるようするという説明がありましたが、保存したい場合は保護者の方が個人個人でプリントアウトするということでしょうか。
- (保育計画調整課長) はい。その通りです。

(委員) 連絡帳が紙であった時はそのまま連絡帳を保存しておけば、日記のように後から読み返すことができましたが、システムを導入することで操作がやりやすくするもメリットもあるとは思いますが、全部印刷するのは大変であるというようなご意見はありますか。

(保育計画調整課長) どうしても従来の連絡帳を使いたいという方には、紙ベースの対応を継続します。けれども、システムを導入することにより、今まででしたら、保育園にお迎えに行ったときに初めて、連絡帳を受け取って、家で見ていたものが、帰りの電車内でチェックできて、保育園にお迎えに行ったときにその話で、保育士さんとそれについて話ができるといったところからコミュニケーションの向上に資するものだと思っています。導入後につきましてはやはりそちらの方のメリットが大きいというところで、従来の紙が良いといった要望は聞いていません。

(委員) 連絡帳の送信をするときの運用は、例えば園長が承認したうえでとか、クラスリーダーが確認したうえで、などということは、決まっていますか。

(保育計画調整課長) いままで紙の連絡帳の場合、クラス内の保育士によるダブルチェックというかたちで運用している園が多いとようですので、そういった対応が現実的なのかなと思っています。

(委員) データは、例えば保護者がSNSで拡散するというようなことができず、ましますか。

(保育計画調整課長) 連絡帳の送信につきましては、当該の保護者とクラスの担任の保育士以外には閲覧できませんので、拡散することは無いのかなと思っています。万が一、保護者との間で問題が起こった場合は、連絡帳の中身というよりは、また別の対応になってくるのかなと思っています。

(委員) システム内で管理する個人情報、区が送信する情報は、相当広くて深い内容になっています。今回の目的に照らして、全ての項目がどうしても必要なのでしょうか。万が一、結合先で漏えいが出てしまった場合、全ての情報が漏えいしてしまうのでもう少し振り分けができないのかなという印象があります。送信する情報はもう検討済みで、最低限これだけ必要ということなのでしょうか。

(保育計画調整課長)

区が送信する情報は(1)(2)の機能、業務を行っていくうえで必要な個人情報となっています。それから児童票という、保育園での生活全般の記録し、小学校に提供するものの作成にあたりましても、システムで行いますので、そのための情報が必要になります。ご指摘のとおりかなり広範な個人情報ですので、区側が管理をしっかりとっていくことはもちろん、保護者につきましても、定期的なパスワードの変更を求めていく必要があると思っています。

(委員)

このシステムを導入する目的が、保護者が子どもの様子を確認したり、あるいは園とのやり取りをしやすくしたりということであれば、ここまでの情報はいらないと思いますが、他に何か目的があるのでしょうか。

(保育計画調整課長)

目的は2点ありまして、一点はおっしゃるとおり、保護者の利便性向上。もう一点は、保育士の業務負担の軽減になります。具体的には、先ほど申し上げました登校園時刻の管理ですとか、指導計画の実施と作成がより効率的に行えるといったところです。このシステムを導入することにより保育士の負担が軽減されれば、子どもと向き合う時間が増え、保育の充実にもつながっていくと考えています。

(委員)

私も項目が多いなという印象を受けました。例えば、園児番号を付与するなどして、名前を入れずにデータを管理するなどの方法はないのでしょうか。

(保育計画調整課長)

今回導入するシステムでは、パッケージの全ての機能を導入するわけではなく、区が必要と判断した機能のみを導入していきます。いまご指摘いただいたような、万が一、情報が漏れいしたとしても、誰の情報か分からない状態にすることができるかどうかにつきましては、事業者を確認します。

(委員)

今回は区立園、直営園においてシステムを導入するということですが、民間の方や委託園の場合は、どのような扱いになるのか教えてください。

(保育計画調整課長)

委託園につきましては、操作するのが民間事業者の職員ということでLGWAN回線ではなく、私立園と同様にインターネット回線をお互いに使ってアクセスするということになります。この場合、区の方で導入する機能およびセキュリティ対策を決めていまして、この対

策を遵守して導入するというにしています。アクセスできる職員の範囲については、委託園におきましても、基本的にはこういった業務を行うのは、正規職員の仕事になります。そのため、システムが導入されたとしても、非常勤職員は操作ができないこととしています。

(会長) デジタル化した場合には効率性は高まりますが、ケアレスミス、例えば情報の内容が間違っているとか情報の送り先を間違ったとかがあり得ます。もう一つは、直接会話する場合であればそれほど感情的にならないのに、文章にすると非常にドライな、あるいは突っぱねた表現になったりして、生じなくてもいいようなトラブルが起こるということもあると思います。デジタル情報のやり取りに関する研修・教育を徹底的にやらないと余計なトラブルが発生しかねないということが懸念されましたので、その点だけご注意くださいのように私のほうからご意見申し上げます。

それでは本件の電算結合の諮問については承認ということによりしいでしょうか。

(委員) 異議なしの声

(会長) それでは承認ということで、次の報告案件に移りたいと思います。

(学校教育支援センター所長) 【報告】「指導に関する業務」における目的外利用に関する審議会事前一括承認基準の適用について 資料3に基づき説明

(会長) これより本件についての質疑に入りたいと思います。ただいまの説明についてご意見、ご質問お願いいたします。

(委員) アンケート調査を実施して、実施に当たったの問題点だとか、課題が出ていたら教えてください。

(学校教育支援センター所長) 今回の調査につきまして、特段苦情等はございませんでした。また、提供にあたっては、問題なくスムーズに事務処理を行うことができました。

(委員) ありがとうございます。これは、学校で非常に大きな問題になっている内容、事案ですので、これからも是非推進していただきたいなと思っております。

(会長) 他に何か意見、ご質問ありますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは次の報告案件に移ります。

(副参事) 【報告】区立中学校における個人情報の不適切な取扱いについて 資料4に基づき説明

(会長) それではこれより本件についての質疑に入ります。只今の説明についてご意見ご質問をお願いします。

(委員) 今の児童生徒は我々が考えている以上にスマートフォンなどを使いこなしていますが、一方でSNSを使用するリスクについての意識は希薄な面があります。本事案で起こったミスは残念だったけれども、SNS練馬区ルールは非常にうまくできていると評価していますので、子どもの情報リテラシーを向上させる、あるいはマナーを学ばせるといったことを今後も推進して行ってください。

(副参事) お言葉ありがとうございます。実際にこのSNS練馬区ルールは必要であるという意見をいろいろなところからいただいています。今回起こしたミスは反省するとともに、個人情報に関するモラルを子どもたちにしっかり身に付けさせていく必要が今後さらに高まっていますので、一層の推進を図ってまいります。

(委員) 事実関係の確認をさせてください。説明を聞いていて、本来、パスワードは未記載またはマスキングした状態で学校へ提出することを求めていたものが、1年たって通知の内容が忘れられてしまったことで今回の事案が発生してしまったのだらうと思いました。

令和2年6月にSNS練馬区ルールのリーフレットを配布して、8月にパスワードを未記載で提出させるよう学校に通知していると説明がありましたが、6月の時点では未記載で提出させるという考えではなかったのでしょうか。

(副参事) 6月の時点では、学校に通知はしていませんでした。その後7月に教育委員会主催のいじめ等対応支援対策チーム連絡協議会という、学識経験者や学校長、教員および保護者の代表が集まり問題行動について話し合う会議がありました。そこでリーフレットを紹介したところ、パスワードの扱いについて指摘があり、事務局でもこのままでは必要のない情報を集めることになりかねないと判断し、8月に通知を行いました。

(委員) 6月に配布した時から学校に提出させることを考えていましたか。

(副参事) 学校に提出するよう求めていました。そうすることで、確実に家庭でのSNSルール作りを推進することができると思っています。

(委員) 外部からの指摘を受けて、教育委員会としても取り扱いを変更したけれども、1年たってしまうとそこが漏れてしまったということだと思います。このルールを区で策定すること自体は非常に重要だと思いますので、こういったミスを教訓にして引き続き取り組みを進めていってください。

(委員) 私もSNS練馬区ルールはいいものだと思います。今回のミスを受けての解決策として、「今後発行する同リーフレットについては、パスワード記載箇所を削除した。」とあります。削除してもよいのなら、そもそもパスワードを記載させるメリットはあったのか。個人情報扱うときは、収集するメリットとリスクのバランスを考える必要がありますが、初めからパスワードを記載させるメリットはなかったのではないかと感じます。

もう一つは、各家庭のSNSルールを学校に提出させることに意味があったのか。提出させることに意味があるならば、人為的ミスは必ず起きるので、ミスが起こっても対処できるような対策が必要なのではないかと感じました。

(副参事) パスワード記載箇所を削除したのは、パスワードの親子での共有が不要と判断したからではありません。子どもの発達段階によっては、自身で善悪の判断がしきれず保護者も把握しきれない中で、知らない人と連絡を取ってしまったり、犯罪被害に巻き込まれてしまったりという可能性もあります。一方、子供の人権という観点から、子どもであってもパスワードは個人で管理すべきという考え方もあります。こういった考え方を改めて各学校と共有して、家庭でルールを作る際にパスワードの共有についても考えてくださいとお願いしています。最終的には家庭の判断ということになりますが、パスワードを共有することの意味も改めて各学校には周知して、家庭に伝えていきたいと思っています。

提出させることの意味ですが、各家庭に任せきりだとなかなか進まないという現状があり、その実態を各学校でも確認することに意味はあると思っています。ただし、提出させることだけが推進方法ではありません。例えば保護者会や個人面談で話題にするとか、学

校だよりなどを通じて啓発していくこともできます。さまざまな方法を使って、家庭でのルール作りを促進していきたいと考えています。

(教育指導課長)

子どもがSNSを利用する際のパスワードを家庭内で共有するのは大切なことであるという考えは変わっていません。しかしながら学校が家庭にそれを強要するべきかどうかは多くの議論があります。パスワードを書く欄があることによって人為的ミスが発生するリスクを考慮して、パスワード記載箇所は削除しました。このリーフレットを配布する際には、何らかの形で保護者に共有の必要性や子どものパスワードの管理を徹底して他人には漏らさないということを家庭で指導することをお願いしていこうと考えています。

(委員)

今回の件は、パスワードが見える状態で学校に提出させたことが一番の問題であり、この点について謝罪もあったと理解しています。一方で今、教育指導課長から話があったように、家庭内でパスワードを共有することは必要であるという教育委員会の考えは変わっていないという説明がありました。

子どものプライバシーの権利との兼ね合いが問題になってきます。小学生とかが成長の段階において家庭でパスワードを共有することが必要であるというのは私も否定するものではありませんが、例えば子どもが中学生になって自我が芽生えてきた段階に至ってもなおパスワードの共有を教育委員会が求めていくという考え方が、個人情報の保護という意味において適切なのかというところは疑問に思います。

子どもの権利条約では、第16条で子供でもプライバシーの権利は守られると明記されています。そういったことに照らし合わせたくうえで、パスワードは家庭内では共有すべきであるということと、どう整合性を取るのか改めて考え方を教えて下さい。

(副参事)

基本的に家庭内でパスワードを共有すべきという考え方はありますが、最終的には各家庭で判断することと考えています。子どもの人権を守ることは大切ですが、子どもを犯罪や事故から守ることも大切ですので。ご理解をいただきながら、各家庭で判断していただきたいと考えています。

(委員)

最終的には家庭で判断して、親子で話し合いをしていくことが一番大事なことだと思います。家庭で共有するのが前提ではなくて、どのようにしていくのが良いかを含めて家庭で話し合いをするよう

に教育委員会としても指導していただければと思います。

(会長) それでは次の報告案件に移ります。

(健康推進課長) 【報告】地域保健の統計・調査に関する業務における目的外利用に関する審議会事前一括承認基準の適用について 資料5に基づき説明

(会長) それでは、本件の質疑に入ります。ただいまの説明について、ご意見、ご質問をお願いします。

(委員) 意見・質問無し

(会長) それでは次の報告案件に移ります。

(情報公開課長) 【報告】練馬区個人情報保護条例の一部改正について 資料6に基づき説明

(会長) 通知先の大臣が総務大臣から内閣総理大臣に変わったことということ、法律の号ずれが生じたことの対応が今回の改正内容ということによろしいでしょうか

(情報公開課長) ご指摘のとおりです。

(会長) 他に何かご意見、ご質問はありますか。それでは次の報告案件に移ります。

(情報公開課長) 【報告】個人情報保護制度の見直しについて 資料7に基づき説明

(会長) 死者に関する情報は保護法上の個人情報とはならないということですが、遺族の個人情報にはなるということによいでしょうか。

(情報公開課長) 死者の情報が同時に遺族の個人情報とも評価できるものは遺族の個人情報となります。

(会長) 現行の区条例では、死者の情報も死者の個人情報と規定されていると思います。一般的な個人情報保護法の解釈としては、死者の情報は遺族の個人情報になるという解釈が従来からありました。法律家の観点から言うと、扱いはあまり変わらないと思います。

(委員) 資料4ページ「これまでに地方公共団体から問合せを受けた事項についての考え方」に記載の内容からすると、オンライン結合を制限することや個人情報の取り扱いについて審議会に諮問することは許容されない、とされており。しかし、地方自治体が個人情報保護委員会にアドバイスを求めるにあたり、個人情報保護委員会はスタッフを増やして対応するとは言いながらも、全ての問題について個人情報保護委員会が回答しきれるものではないのではないか。

逆に言うと審議会の役割は引き続きあると思っていますが、文章表現をみると地方の独自性は許さないと強い感じを受けます。このことに区の事務方としてはどのように受け止めているか、感想を聞かせてください。

(情報公開課長) 法改正の目的としては、個人情報を保護しつつ利活用を進めていきたいということです。国の共通ルールに基づいて運用しながらも、国が認めた場合に限りという条件は付きますが、独自の規定が許容される部分もあるので、区としてもこれから検討します。

当審議会につきましても、事前の諮問はできないけれども、個人情報保護制度の運用やその在り方について、専門的知見を有する者の意見も踏まえた審議をすることができると規定されていますので、国のガイドラインを見ながら制度改正に取り組んでいきたいと考えています。

(会長) 「許容されない」という非常に強い文章表現ですが、情報の流通を図るということは大切なことだけれども、法で規定しているから情報漏えいのリスクが自動的に減るというわけではないので、その点についてはますます公共団体の役割というか管理の責任は重くなると思います。今まで以上に慎重な管理していただくようお願いします。

(会長) それではこれで審議会を終了します。ありがとうございました。